

くらし・なんでも相談

山口正人 特定  
社会保険労務士

約満了」に伴う「雇い止め（契約更新拒否）」が社会問題化しています。金融危機の拡大から更に企業業績が悪化し、雇用環境は一段と厳しくなるとして、政府には迅速な対策が求め

An illustration of a middle-aged man with glasses, wearing a suit and tie, smiling and holding a telephone receiver to his ear. A speech bubble is positioned in front of him, containing the text 'ぐらし...なんでも相談'.

今号は当相談ダイヤル相談員の山口正人特定社会保険労務士の相談事例から、雇用契約問題についてご紹介します。

パートで働いている。雇用契約期間は1年で既に3回更新をして、もう直ぐ勤続4年になる。

今月末の4回目更新時にも当然更新されるものと思っていたが、突然、上司から「売上の減少で経営状況が厳しいので、今月末の契約期間満了時をもって雇用契約を終了とする」と言われた。

契約期間満了でありクビではないと言うが、生活がかかつており本当に困っている。どうしても納得がいかないが、法的には許されるのか。

シリーズ  
No.16

# 「雇用契約」

例では該当しないが、会社側がこのような雇い止めをいつでも自由に行えるかということについては問題がある。

事業主側は労働者に対して雇用契約更新の有無について明示する義務規定（労働契約法第1条1項）があるが、仮に、「更新あり」と明記されていれば、更新の意思が雇用契約締結時に会社側にあつたことは明らかであり、一方的な更新拒絶は解雇と同様とされる。

もし了解雇であるとするとき、会社の経営上の理由による「整理解雇」となり、①人員削減の必要性の存在、②会社の解雇回避努力の実施、③被解雇者の合理的な選定、④労働者側との協議の実施といった4要件すべてがないと、客観的に合理的な理由がないものとして

労働基準法(第18条1項)に違反し、権利の濫用による「不当解雇」となる。

また、解雇が相当であつた場合でも、  
「30日前の解雇予告」もしくは「解雇予告手当の支払」の規定(同法20条1項)により、突然の解雇の言い渡しの場合

本件各労働契約においては、会社としても景気変動等の原因による労働力の過剰状態が生じない限り契約が継続することを予定していたもので、実質的に期間は2ヶ月とされているが、いざれかから格別の意思表示がなければ、当然更新されるべき労働契約を締結する意思であつたものと解するものが相当である。

したがつて、本件労働契約は、期間の満了毎に当然更新を重ねてあたかも期間の定めのない契約と実質的に異なる状態で存在していたものといわなければならぬ。

本件の雇い止めの意思表示は、このようない契約を終了させる趣旨のもとにされたものであるから、実質において解雇の意思表示

電気機器製造業務に、臨時に期間の定めのある雇用によって採用された7名の工員について、正社員と差がない勤務内容であるにもかかわらず、適用される就業規則の内容に差があり、また労働組合への加入も認められていない状況にあった。

その後それぞれ5回から23回の契約更新を経た後に、会社側が工員らの勤務態度不良や業務量の減少を理由に契約更新を拒絶したため、工員らが提訴。

# 参考有名な判例（要約）

## 【有期雇用契約の雇止め→解雇と判断】 東芝柳町事件

いい、県内各地の相談窓口では労働相談が増えていきます。県は12月1日、商工労働部雇用課と各労政事務所（6カ所）に「緊急労働相談窓口」を開設し、平日の労働相談態勢をとりました。

県労福協のくらし・なんでも相談には、雇用に関するものの他、「取引先

に当たるので、そつてある以上、本件雇い止めの効力の判断にあたつては、その実質に鑑み、解雇に関する法理を類推すべきである。

きず、運転資金が不足して自分の会社も倒産寸前。事業資金を貸してくれる所はないか」と、会社の経営者からの切実な相談も寄せられます。国の内外を問わず、米国発の金融危機に端を発した景気の落ち込みの影響は、労働者にも企業にとつても共に厳しい状況にあることが察せられます。

県労福協の構成団体が開設している労働問題の無料相談窓口は次の通りです。

<b>連 合 長 野</b>  <b>0120-154-0529</b>	<b>困つたときは、くらし・なんでも相談</b> <b>「まつどダイヤル」</b> をご利用下さい。	<b>働く人の相談センター</b> <b>なんでも相談ダイヤル</b> <b>松本市中央1-3-18 駅前共同ビル2F</b> <b>13:00~20:00(※土日祝日も開設)</b>	<b>フリーダイヤル</b> <b>0120-154-0529</b>
<b>特定非営利活動法人</b> <b>ユニオンサポートセンター</b> <small>(松本市労働組合会館運営する NPO法人:松本市の委託労働組合事務室)</small>	<b>松本市中央4-7-22</b> <b>平日 9:00~17:00</b> <b>月別特別相談日 専任弁護士・司法書士</b> <b>《毎月 第3土曜日 10:00~12:00》</b>	<b>0263-39-0021</b> <b>FAX.0263-33-6000</b>	
<b>県 労 連</b>	<b>労働相談ホットライン</b>	<b>フリーダイヤル</b> <b>0120-378-060</b>	
<b>所 在 地</b> <b>長野市高田276-8 県劳連会館</b>	<b>開設時間</b> <b>9:00~22:00(※土日祝日も開設)</b>		

困ったときは、くらし・なんでも相談  
“ぼつとダイヤル”をご利用下さい。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社  
保険労務士など専門家相談員による相談日です